

大牟田市導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は明治時代以降、三池炭鉱と石炭関連産業の隆盛とともに急速に発展をとげ、明治期及び戦後復興期の国内の産業をエネルギーの面で支えてきた歴史があり、日本の産業と経済の発展に大きく貢献してきた。このため、本市には産業都市として発展してきたものづくり技術や中小企業が集積している。

本市の人口は、基幹産業であった石炭産業及び関連産業の合理化・縮小により、昭和34年の208,887人をピークに減少している。令和5年5月現在では107,610人であり、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和27年には75,146人まで減少することが予想されている。

特に、就職や進学による若年層を中心とした市外流出が多く、雇用の場づくりをはじめ、移住・定住の促進を図っていく取組みが喫緊の課題である。

本市の産業面では、平成9年3月に日本最大の炭鉱であった三池炭鉱は閉山したが、現在も化学工業や非鉄金属業など、石炭関連産業から発展した企業が事業を展開しており、「モノづくりのまち」としての地域特性を有している。

また、大手の事業所のみならず中小企業の中にも高い技術力や製品開発力を有する企業があり、今後も高い技術力を生かした事業の高度化や新分野への進出、市場開拓に対する取組みを支援していく必要がある。

一方、全国的な傾向でもあるが、中小企業において事業活動に不可欠な設備機器の更新サイクルは、大企業に比べて年々長くなる傾向にあり、労働生産性に係る大企業と中小企業の差も拡大傾向にある。設備の老朽化に伴う生産性の低下によって企業競争力が弱まることで、売上げや販路拡大に向けた取組みなど、事業活動への影響も懸念されるところである。

中小企業が持続的に成長するためには、経営の効率化や技術の高度化、取引拡大など課題解決に向けた取組みが求められている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で設備投資が活発な自治体の一つとして、経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に20件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営の強化に関

する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市としては、全産業を対象に生産性の向上による企業競争力の強化を促すことによって、市内企業の経営の効率化や技術の高度化を進め、事業活動の進展及び持続的な成長を図る必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

本市としては、全産業を対象に生産性の向上による企業競争力の強化を促すことによって、市内企業の経営の効率化や技術の高度化を進め、事業活動の進展及び持続的な成長を図る必要から、対象となる区域、業種及び事業等は以下のとおりとする。

(1) 対象地域

大牟田市全域

(2) 対象業種・事業

全ての業種及び事業

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月11日から令和7年7月10日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ③ 大牟田市税を滞納している者が計画する事業については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。